

広島県公営企業管理規程第三号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年十一月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「する者」の下に「及び広島県証明事務手数料条例（昭和三十年広島県条例第二十五号）の規定に基づき、手数料徴収事務に従事する者」を加える。

第二十四条第二号中「収入証紙又は」及び「等」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。